

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

組織の効率化のため。

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第　　号）

伊丹市事務分掌条例（昭和３７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条総合政策部の項第５号及び第６号を次のように改める。

(5) デジタル戦略の推進に関する事項

(6) グリーン戦略の推進に関する事項

第２条総合政策部の項第７号を削り、同条総務部の項第５号及び第６号を削り、同項第７号中「職員定数」を「職員の人材育成」に改め、同号を同項第５号とし、同項第８号中「危機管理」の右に「および防災」を加え、同号を同項第６号とし、同項第９号を削り、同条市民自治部の項第４号中「人権」の右に「施策および男女共同参画」を加え、同項第５号を削り、同項第６号中「平和施策」を「多文化共生および平和施策」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号を削り、同項第８号を同項第６号とし、同項第９号から第１１号までを削り、同条健康福祉部の項第２号中「市民の健康」を「公的扶助」に改め、同項第３号中「国民健康保険および国民年金」を「社会保険」に改め、同項に次の１号を加える。

(4) 保健医療に関する事項

第２条都市活力部の項第１号中「都市再生」を「都市計画」に改め、同項第２号から第９号までを削り、同項第１０号中「住宅」の右に「および建築」を加え、同号を同項第２号とし、同項第１１号中「産業振興」の右に「および労働施策」を加え、同号を同項第３号とし、同号の次に次の３号を加える。

(4) 文化行政に関する事項

(5) 文化財の保護および活用に関する事項

(6) 空港および観光に関する事項

第２条都市活力部の項第１２号を削り、同条都市交通部の項を次のように改める。

(1) 都市交通に関する事項

- (2) 都市安全対策に関する事項
 - (3) 道路に関する事項
 - (4) 法定外公共物に関する事項
 - (5) 用地の取得に関する事項
 - (6) 公園，緑化および生物多様性に関する事項
- 付 則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。